

「第1部 基本的な方針」 について

1) 「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」において4つが示されているが、現行計画にはみられる「固定的性別役割分担」や「男女平等」という文言がみられない。「固定的性別役割分担」は、日本社会における男女平等の実現にとって最大の障害となっているので、「目指すべき社会」には書き込まれるべきである。「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」について、「固定的性別役割分担をなくし、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる男女平等な社会」といったかたちでの書き換えを求める。

2) 「3 社会情勢についての認識」において、「働き方の二極化」への懸念がみられるが、反面、「近年、企業収益は回復し、ようやく「経済の好循環」が生まれつつあり」とされており、認識が楽観的である。政府は女性の就業は増えていると主張するが、平成26年版の『労働経済白書』でも「女性の40～44歳、45～49歳、50～54歳のパート・アルバイトが大きく増加していることが分かる」とされ (http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/14/dl/14-1-1_01.pdf)、非正規雇用は「大きく増加」と把握されているのである。さらに同白書は、需要側の状況について「(独)労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」(2013年8月)によると、企業側の対応としては、短時間労働者の人材を厳選し、一人ひとりにもっと長時間働いてもらい雇用数を抑制する方向や、適用拡大要件に該当しないよう所定労働時間を短くし、その分より多くの短時間労働者を雇用する方向等へ見直す意向となっており、長時間化する層と短時間化する層の二極化が進むと予測されている」とも述べており、非正規労働者の均等待遇を推進する施策がみられない現状では、「労働市場の二極化」がさらに進行し、男女間の格差も広がると懸念される。

「ウ 女性のライフスタイルや世帯構造の変化」において、「晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されている」とされ、「4 第4次男女共同参画基本計画の策定方針と構成」でも、

「働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める」としているのであれば、上記のような楽観的な記述には疑問を持たざるを得ない。修正されるべきである。

3) 「4 第4次男女共同参画基本計画の策定方針と構成」では、「策定方針」の最初に、「施策の選択と集中」が言われているが、男女共同参画政策が主張してきた「ジェンダー主流化の観点」からは、この発想は出てこないはずである。もちろん、男女共同参画視点からの具体的施策の精査は必要であると考えられるが、具体的施策の数を少なくするという意味での「選択と集中」という観点は出てこないはずであるので、「ジェンダー主流化の観点から具体的施策を精査し」といった書き方に変えるべきであり、削られた施策について検討し直すべきである。

4) 3次計画では、「実効性の確保」について力を入れ、成果目標と参考指標を掲げて、進捗状況を監視することにした。しかしながら、この「基本的考え方(素案)」では、目標の達成や進捗状況についての全体的な評価がみられず、このプロセスが不十分であると思われる。具体的には、フォローアップ作業において、具体的な施策の担当府省の回答が不十分である。施策の一つ一つについて答えず、一括して回答する省庁がみられた。計画に書き込んだ施策が、実際に行われているのかどうかさえ十分に確かめることができないのであれば、効果の検証も不可能である。現在の計画策定作業は、

上記の意味で非論理的に行われていることになり、看過できない。「基本的考え方」の答申までに修正すべきである。

5) 今回の再編で「男性・子ども」分野がなくなった。そのため、男性自身の生きづらさの問題、生活の自立への対処の書き込みが、不十分になった（具体的には、男性相談の項目がなくなっている）。復活させ、記述を充実するべきである（もしくは、健康分野に追記すべきである）。働く男性の非正規化も進んでおり、経済的、精神的な問題を抱える男性の増加も見こまれる。男性施策には、男性自身にとってのメリットの他、女性への加害の防止という効果もあるであろうことを銘記すべきである。

6) 「(6) 国際社会への積極的な貢献の重要性」では、「男女共同参画、女性のエンパワーメント並びに女性及び女兒の人権」という表現がみられるが、日本では、girls についての政策がみられない。たとえば「若年女性」といった語を用いるといったかたちで、計画の中に適切に位置付け、施策を展開するべきである。

7) 女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての言及がみられない。来年2月には日本政府報告の審議が行われる予定であるから、「基本的方針」および「IV 推進体制」に書きこむべきである。

「IV 推進体制」について

8) 「1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化/(2) 具体的な取組」の②において、「本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画推進担当官(局長級)」について書かれているが、「あらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る」ためには、担当官を業務の総合調整を行う大臣官房に置くこととし、そこから組織の全体に政策を行き届かせるようにすべきである。

9) 同④として、「国内本部機構と、関連の深い政府の会議等(すべての女性が輝く社会づくり本部、日本経済再生本部、まち・ひと・しごと創生本部等)との連携を図る」と書かれているが、この「等」には、現在内閣府の職掌となっている他の施策の担当も含まれるべきである(例としては、「防災」の他、「共生社会」の全施策、「子ども・子育て支援」など)。中でも、「子ども・若者育成支援」との連携を強くするべきである。現行の「子ども若者ビジョン」には、男女共同参画視点は盛り込まれているが弱く、フォローアップ作業を行っている会議においてはその視点をもっている委員が加わっていない。そのため、重要な政策領域である「若年女性」の問題が置き去りにになっている。